最終更新日：2016年9月13日
株式会社建設技術研究所
代表取締役社長 村田和夫
問合せ先：取締役常務執行役員管理本部長 寺井和弘
証券コード：9621
http://www.ctie.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「世界に誇れる技術と英知で、安全で潤いのある豊かな社会づくりに挑戦する」を経営理念として、「誠実」と「技術」をキーワードとする企業文化の下で、社会的使命を果たしてまいりました。今後更なる企業としての持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組むことを基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】
招集通知の英訳や議決権電子行使プラットフォームの利用等は、早期に導入する方向で検討しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】
個々の役員の選任・指名についての説明は、第54回定時株主総会（平成29年3月）の招集通知の参考書類（議案）において、これまで記載していた経歴等に加えて個々の役員を候補者として選定した理由を記載する予定です。

【補充原則4-2-1】
健全なインセンティブを含む取締役の報酬体系の構築に向けて、社外取締役を含む任意の諮問委員会の必要性について検討しております。

【補充原則4-3-1】
取締役人事の透明性を高める観点から、社外取締役を含む任意の諮問委員会の必要性について検討しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】
「経営方針や事業展開に関する自らの知見に基づく助言」、「経営陣幹部の選解任を含む経営層の監督」、「会社と取締役との利益相反の監督」、「少数株主を始めとするステークホルダーの意見反映」等の役割を期待して、第54回定時株主総会（平成29年3月）において、2名の社外取締役の選任を予定しています。

【補充原則4-10-1】
個々の取締役の指名や報酬の決定など特に重要な事項の透明性を高める観点から、社外取締役を含む任意の諮問委員会の必要性について検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】
当社の政策保有株式の政策保有に関する方針および政策保有株式に係る議決権の行使に関する基準については、当社ウェブサイト上の「経営方針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第2章2.4において開示しておりますのでご参照ください。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引を行う場合の手続およびその手続を踏まえた監視の枠組みについては、当社ウェブサイト上の「経営方針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第2章2.5において開示しておりますのでご参照ください。

【原則3-1. 情報開示の充実】
(1) 当社の経営理念については、理念実現のための行動憲章と併せて、当社ウェブサイト上の「経営理念・行動憲章」（http://www.ctie.co.jp/management/philosophy.html）において開示しておりますのでご参照ください。

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当社ウェブサイト上の「経営方針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第1章において開示しておりますのでご参照ください。

(3) 当社の経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当っての方針と手続については、当社ウェブサイト上の「経営方針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第5章5.2 5)において開示しておりますのでご参照ください。

(4) 当社の経営陣幹部の選任と取締役、監査役候補の指名を行うに当っての方針と手続は、当社ウェブサイト上の「経営方針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第5章5.2 4)において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-1-1】
経営陣に対する委任の範囲の概要については、当社ウェブサイト上の「経営方針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第5章5.2 2)において開示しておりますのでご参照ください。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の独立性判断基準については、当社ウェブサイト上の「経営方針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第5章5.5 4)において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-1】

取締役会の構成に関する考え方および取締役の選任に関する方針については、当社ウェブサイト上の「経営方針」(http://www.ctie.co.jp/management/)に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第5章5.2 3) 4)において開示しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-11-2】
取締役、監査役の重要な兼任状況については、定時株主総会の招集通知の中で毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】
当社は、平成28(2016)年7月から8月にかけて、すべての取締役に対して、取締役会の運営、機能、構成に関する意見聴取を行い、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施しました。なお、現在の実効性評価は試行段階であり、今後、社外取締役の選任にともない、より実効性の高い分析・評価方法を確立していく予定です。
また、評価結果の開示については次年度以降を予定しています。

【補充原則4-14-2】
取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、当社ウェブサイト上の「経営方針」(http://www.ctie.co.jp/management/)に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第5章5.5 6)において開示しておりますのでご参照ください。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、当社ウェブサイト上の「経営方針」(http://www.ctie.co.jp/management/)に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」の第6章6.1 において開示しておりますのでご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
建設技術研究所従業員持株会	1,359,667	9.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	448,200	3.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	371,991	2.62
三菱UFJ信託銀行株式会社	354,312	2.50
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	347,200	2.45
住友生命保険相互会社	300,300	2.12
第一生命保険株式会社	269,300	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	229,600	1.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	221,300	1.56
日本生命保険相互会社	188,777	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、監査室が担当しており、監査室の要請に基づく補助者を加えて実施しております。その人員は、監査室2名、補助者3名であります。具体的には、年間計画に基づき全部門にわたり実査を中心に業務全般の監査を実施しております。

監査役監査は、監査役会の指示に基づく補助者を加えて実施しております。また、社外監査役を含む監査役は意思決定の早い段階から積極的に関与しており、監査役制度をより実効あるものとしております。加えて、社外監査役も出席する監査役会と会計監査人は適宜協議を行うなど連携しており、業務監査と会計監査の相互強化を図っております。内部統制についても、取締役会の他、社内の重要な会議に参加し報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、業務の適正の確保に努めております。

会計監査は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。当連結会計年度において監査業務を行った公認会計士は北方宏樹および滝沢勝己であり、両名とも平成25年3月より担当しております。監査に係る補助者は、公認会計士8名を含む16名であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀内 国宏	弁護士													
田中　康郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀内 国宏		―――	弁護士の高い専門性と職業倫理を活用しようとするものであり、独立性の有無に関わらず、当社の社外監査役として適任であります。
田中　康郎	○	―――	弁護士の高い専門性と職業倫理を活用しようとするものであります。また、同氏に一般株主と利益相反の生じるおそれはないため、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

当社は社外監査役1名を独立役員に指定しています。なお、第54回定時株主総会（平成29年3月）において、2名の社外取締役を選任するとともに、複数名の独立役員の指定を予定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

平成18年3月に役員退職慰労金を廃止し、賞与による業績評価を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年12月期：取締役報酬年額258百万円（使用人分は含んでおりません。）、監査役報酬39百万円、合計298百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社外取締役以外の取締役の報酬は、職務執行の対価としての固定報酬（月額報酬）と当該事業年度の連結業績と連動した役員賞与で構成しており、あらかじめ定められた役員報酬月額基準表に従い適切に月額報酬を算定しています。業績連動報酬（役員賞与）は、当該事業年度の業績に応じて標準額を設定し、各取締役の貢献度を社長が評価した上で、報酬枠の範囲内で具体的な金額を設定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

社外監査役の職務遂行を支援するために、内部監査部門である監査室との連携を強化するとともに、管理本部総務部、経理部を中心とした支援体制を構築しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、法定の監査機能が充実している監査役会設置会社を選択しています。また執行役員制度により、取締役会の意思決定機能および業務執行を監督する機能を強化し、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っています。

(1) 取締役会

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規則」で定められた事項について決議します。その他の業務執行の決定にあたっては、代表取締役または業務執行取締役の担当職務に応じた必要かつ適切な権限を「職務権限規程」等の社内規程において定めています。

(2) 経営会議

取締役会での審議に先立ち、代表取締役、本社本部長、事業所長等で構成する経営会議を開催し、業務執行に関する基本方針や重要事項等を協議し、経営効率の向上と機動的な対応を図っています。

(3) 執行役員会議

取締役会での審議に先立ち、社長および執行役員により構成する執行役員会を開催し、業務執行に関する基本方針の協議および業務の執行状況に関する報告を行うことにより、責任の明確化と意思決定の迅速化を図っています。

(4) 監査役会

監査役会は、すべての監査役により構成し、株主に対する受託者責任を果たすべく、業務監査、会計監査機能を果たすとともに、企業価値向上の視点で権限を行使し、取締役会や経営陣に対して能動的な監査活動を推進しています。

監査役監査は監査役会の指示に基づく補助者を加えて実施し、その監査状況を社長および内部統制部門の責任者へ報告しています。

会計監査法人とは四半期ごとに報告会議を開催し、監査活動の把握と情報交換を行うとともに、定期的に監査計画及び監査遂行に関する意見交換会を実施して相互の連携を深めております。

内部監査部門である監査室とは、当社ならびにグループ企業に対する監査の計画及び結果について適宜情報交換や意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は社外取締役を選任できておりません。選任できなかった理由は、選任を予定していた候補者が、一身上の理由により就任を辞退したためであります。

当社は、第54回定時株主総会(平成29年3月)において、2名の社外取締役の選任を予定しています。従前から選任している2名の社外監査役と併せて、4名の社外役員により外部からの客観的、中立的な経営監視機能の強化を図ります。加えて、執行役員制度を導入しており、取締役会の意思決定機能および業務執行を監督する機能を強化しております。この体制により経営の透明性、公正性の維持・強化と迅速かつ果断な意思決定を行うことができるものと考え、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より早期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算であるため、集中度合いが低く、さらに集中日を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	次年度以降の導入を検討しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使の電子化とあわせて検討いたします。
招集通知（要約）の英文での提供	次年度以降の導入を検討しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および期末決算ごとに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページでダウンロードできるようにしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部長を担当役員とし、法務室、広報室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「行動憲章」において、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーの立場を尊重する行動をとることを謳っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、行動憲章のひとつに「環境への配慮」を掲げ、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の実現に向けた調査研究および技術開発を推進するとともに、地球環境に配慮した事業活動を展開しています。 また、当社の社会資本整備のための企業活動を誠実に遂行することが、CSR 活動そのものとの意識をもつことをCSR基本方針とし、毎年、CSR 活動目標を設定し活動するとともに、その達成度をステークホルダーに報告することによって対話を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめ、広く社会とのコミュニケーションを図り、正しい企業活動情報を適確に開示していくことを当社の「行動憲章」に掲げております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しております。

1 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役および従業員が果たすべき事項を明確にし、コンプライアンス体制および業務管理体制を充実させ、モニタリング等によって改善する。特に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する。

2 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
取締役は、企業統治の透明性に配慮し、その業務の執行にかかる文書その他の情報につき、情報セキュリティポリシー、その他社内規則および社内標準にしたがって情報管理体制を整備し、適切に開示、保存、廃止および管理を行う。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク発生の低減を目指し、リスク管理体制を強化するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。また、子会社ごとに情報の集約を行い、リスク管理体制を強化する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、業務の意思決定、監督機能、業務執行の分離など、取締役に委嘱する職務と権限を明確にし、定期的(月1回)に取締役会と経営会議とを開催し、十分な議論を経て意思決定する。経営計画は定期的に検証し、成果を確認しながらブラッシュアップするものとする。事業所間および各部門間の連携・調整を図る内部統制システムを構築する。子会社の運営にあたっては、親会社の管理本部ほか本社関連部署が積極的な支援を行い、効率的な業務執行を確保する。

5 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む)
当社は、企業グループに関する経営理念や経営戦略などの基本方針に基づき、企業グループに対する管理体制を構築する。また、子会社取締役は、子会社管理規程の定めに従い、経営の重要事項を親会社に報告するとともに、必要に応じて親会社の事前承認を得る。

6 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査役と協議し、適性を考慮した人選を行い、当該人事につき監査役の同意を得るものとする。

7 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
当該社員は、取締役の指揮命令に属さないものとする。兼務者であるときは、監査役の職務を補助する間は取締役の指揮命令に属さないものとする。また、当該社員の異動、評価、賞罰等について、監査役の同意を得るものとする。

8 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役および従業員は、会社経営に甚大な影響を与える事象が生じたとき、または発生する恐れがある場合には、その都度監査役に報告するものとする。報告事項については、取締役と監査役とが協議してあらかじめ定め、社内体制を整備する。また、監査役に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

9 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用等については、取締役がその費用等が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、前払いを含み速やかに監査役に費用を支払い、あるいは債務を処理する。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役と監査役とは、監査役の監査が実効的に行われるために、監査環境の整備を含む諸事項(内部監査部門との連携に関する事項等)を認識し、実施体制を確保するために必要に応じて協議し確認する。

11 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要
当社は、社内規程により取締役会の決議事項等を具体的に定めており、これに従い、取締役会において審議し、迅速に意思決定をしております。また、法令・規程順守の観点から、内部統制部門による当社グループを対象とした業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。

現在の整備状況は、社長直属のコンプライアンス室および監査室を設置することにより法令遵守の体制を構築し、内部統制の強化を図っております。また、社外監査役の弁護士1名に社外の相談窓口を依頼しており、内部通報体制の充実も図っております。また、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結しており、適宜相談を受けられる体制を構築しております。
加えて、監査法人につきましても適宜アドバイスを受け、問題の発生を未然に防止しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察等関係機関と連携し、毅然とした姿勢で対応しております。
反社会的勢力排除に向けた具体的な整備状況は以下のとおりです。

・内部統制基本方針において、反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する旨を定めております。

・「コンプライアンス指針」において、反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する旨を定めております。

・取引先と締結する業務委託契約約款において、反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

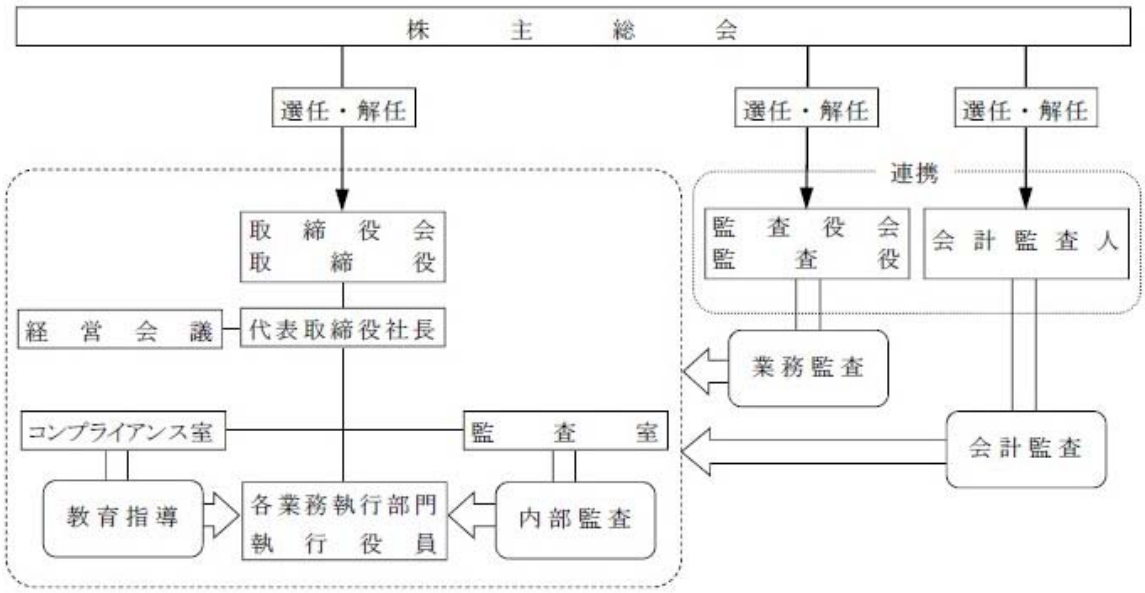
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

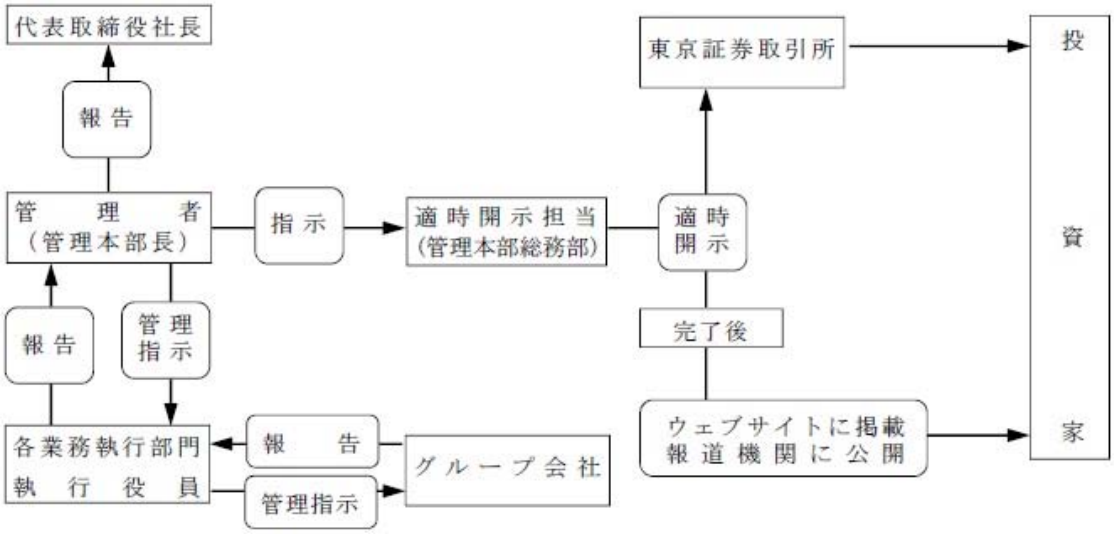
(1) コーポレートガバナンス体制の概要
当社のコーポレートガバナンス体制は、添付図1のとおりです。

(2) 適時開示体制の概要
当社は、会社の情報開示に係る東京証券取引所の適時開示規則によって定められている情報および投資家にとって重要な情報を速やかに開示することとしております。
各執行部門やグループ会社が把握した重要な会社情報は、その部門やグループ会社を管轄する担当役員に報告され、その会社情報の開示の要否については管理本部長が確認し、経営会議および取締役会にて開示内容、公表の時期、方法を承認しています。
該当する会社情報の公表にあたっては、東京証券取引所のTDnetを通じて重要事実を公表するとともに、必要に応じて記者クラブへ資料を配布し、さらに当社ウェブサイトに掲載します。
当社の適時開示体制は添付図2のとおりです。

添付図 1



添付図２


代表取締役社長
報告
管理者
（管理本部長）
指示
適時開示担当
（管理本部総務部）
適時
開示
東京証券取引所
投
資
家
報告
管理
指示
完了後
各業務執行部門
執行役員
報告
管理指示
グループ会社
ウェブサイトに掲載
報道機関に公開